

生長の家社会事業団が日本教文社を提訴！

『生命の實相』を守る戦いと

財団法人生長の家社会事業団の新たな運動

平成二十二年二月二十七日、財団法人生長の家社会事業団は、日本教文社発行の「初版皮表紙『生命の實相』復刻版」(定価一万円)の著作権侵害に関して、株式会社日本教文社を相手取り、東京地方裁判所に提訴いたしました。

この問題は、単に個別の突発的な問題ではなく、また「生長の家社会事業団」と日本教文社の内輪もめなどでは決してありません。

昭和五十八年の生政連解体、平成四年の谷口雅春先生の聖典三十四点の絶版(重版留保措置、平成十三年の蔡焜燦著『台湾人と日本精神』の突然の絶版、平成十四年独立の宮澤潔氏への懲戒解職(その後、最高裁で無効確定)、その後の谷口貴康氏の退職、生長の家

社会事業団による『生命の實相』頭注版リニューアル要請に対する日本教文社の拒絶、光明思想社発行『古事記と日本国の世界的使命―甦る『生命の實相』神道篇』に異議を唱える宗教法人「生長の家」の声明文等々の一連の動きと連動するものであります。つまり、それらすべての背後には特定の教団指導者の意志が働いているということなのです。

今回、本裁判に対する声明文を財団法人生長の家社会事業団が発表しました。本誌としても、事の重大性に鑑み、許可を得てその全文を転載し、また本裁判の訴状の要約とその解説を掲載することといたしました。

本誌としましても、今後この裁判を注視していき

いと思います。また今後、生長の家社会事業団はその設立時の谷口雅春先生のお志を実現すべく、新たな決意と具体的な運動方針をもって臨もうとしています。本誌としても全力で生長の家社会事業団を支援していきたいと考えます。

尚、生長の家社会事業団が今次の訴訟への理解と今後の事業団活動のため寄付を募っています。ぜひ、読者の皆様のご支援をお願いします。寄付振込み口座は末尾に記載しています。(出版部)

財団法人生長の家社会事業団声明文

今次提訴の経緯と新たな「生長の家社会事業団」運動の創出に向けて

財団法人生長の家社会事業団は、生長の家創始者谷口雅春先生が、大東亜戦争後の日本と世界の惨状を憂い、祖国再建の一大運動と世界救済の悲願を達成すべく『生命の實相』の著作権及び御私財を寄贈され。昭和二十一年一月八日、主務官庁の設立許可を受け創立された公益法人であります。

終戦後の占領下で、谷口雅春先生が公職追放を受けられ、その活動は一頓挫のやむなきに至りましたが、社会に貢献する公益事業として福祉分野において社会的養護を必要とする児童の養育とその家族を支援する「児童養護施設 生長の家神の国寮」の経営は六十有余年の実績を積み上げて参りました。

それと共に、『生命の實相』や聖經「甘露の法雨」等の各国語への翻訳事業の助成、宗教的情操教育の普及、育英事業等にも取り組んでまいりました。今後は、さらに児童青少年の健全育成事業、文化振興事業、生命の教育による国民心身健全発達事業等、幅広い分野での社会貢献が期待されています。

財団法人生長の家社会事業団が著作権を所有する『生命の實相』等の出版事業は、関係団体である株式会社日本教文社と出版契約を締結して行つてまいりました。

特に、『生命の實相』は、谷口雅春先生が「聲字即實相の神示」によつて「吾が第一の神殿は既に成れり。名付けて『生命の實相』と云ふ。」と示された生長の家の根本聖典でありますので、できるだけ多くの人々に拝読していただけるようにとの思いから、読み易く

リニューアルすることを株式会社日本教文社に再三にわたって要望してまいりました。しかしながら、株式会社日本教文社の内部事情のみの理由で、今日まで実行されていません。

このような根本聖典たる『生命の實相』に対する無視・軽視は、相次ぐ谷口雅春先生の御著書の出版停止（事実上の絶版措置）と同質の問題であり、本来谷口雅春先生の御著書を出版することを第一義に設立された株式会社日本教文社の存在意義そのものを否定する致命的な暴挙であります。

こうした谷口雅春先生の御心をまったく顧みない状況が続く中、これまでの出版契約当事者としての信義誠実な関係を完全に裏切る、株式会社日本教文社による当法人に対する権利侵害が発覚しました。

すなわち、昭和五十七年五月一日を初版発行日として発刊された「初版皮表紙『生命の實相』復刻版」（定価一万円）は版を重ねておりましたが、突然何の通知もないまま勝手に著作権者名の改変、生長の家社会事業団理事長「検印」の消去、印税の不払いなどの看過できない内容の不法行為が明らかになったのです。

この件につき発覚後直ちに、株式会社日本教文社に

対して強く是正を求めましたが、誠意ある対応のないまま、「初版皮表紙『生命の實相』復刻版」の著作権は昭和六十三年以降財団法人「生長の家社会事業団」には存在しないとの、著作権法上あり得ない珍妙なる理屈を強弁し、正当な著作権者である財団法人生長の家社会事業団の要求を無視してきました。

ことここに至り、谷口雅春先生の御心を踏みにじって憚らず、甚だしく信頼関係を損なう行為を重ねてきた株式会社日本教文社に対し、已むに已まれぬ思いで法的手段に訴える決断をした次第であります。

（左記「訴状」と「解説」参照）

願わくば、本来の「谷口雅春先生の御著書を大切に出版し続ける」使命を果たす株式会社日本教文社の甦らんことを祈るのみであります。

この様な異常事態を迎え、財団法人生長の家社会事業団は、新たな飛躍を遂げるときを迎えました。そのため、以下の視点を今後の基本的な考え方とし、具体的な公益事業を推進する方針であります。

1. 谷口雅春先生から寄贈された大切な『生命の實相』等を広く社会の各界各層の人々に拝読していただくた

めの企画・出版を行い、すべての人々に光明思想を普及していく公益事業を展開する。

具体的には、すべての年齢層にわたる豊かな人間性を涵養する事業、や青少年の健全育成事業、を開して『生命の實相』に説かれた正しき人生観と正しき生活法と正しき教育法を広めるための「セミナー」「講演会」「合宿教室」等を開催する。

2. 谷口雅春先生が『生長の家』誌昭和二十年十一月号に掲載された「生長の家社会事業団の構想」の精神を「今」の時代に生かす公益事業を展開する。

そのために、現在進められている公益法人改革に合致し、今日の社会のニーズに定める、新しい時代の生長の家社会事業団の新規事業として、学術や文化を振興させる事業、国民の心身の健全な発達に寄与する事業などを展開する。具体的には、日本の歴史・文化・伝統を学び、社会に発信する「歴史体験合宿」「美しい日本を紹介するセミナー」、自然との共生をめざす「自然体験セミナー」などを開催する。

3. 右二項を実現し、谷口雅春先生のお志と『生命の

實相』哲学を広く普及するために、生長の家社会事業団を支援協力していただく方々による奉讃会(仮称)を新たに結成する。(詳細は後日発表)

谷口雅春先生のみ教えが衰退し、政治も経済も混迷している今日、人々の心も国内状況、世界状況も羅針盤を無くして漂流する船の如き状態です。このような危機的状況であるからこそ、人類の指針としての『生命の實相』の唯神実相哲学が最も必要とされていると確信します。

財団法人生長の家社会事業団は、上記に掲げた新たな公益事業を展開し、支援協力の奉讃会員による大組織へと変貌し、今後も一貫して谷口雅春先生の説かれた『生命の實相』をしっかりと護持し、創始者谷口雅春先生の御心を実現する公益法人として着実に邁進いたします。

つきましては、今次の訴訟へのご理解と各種事業へのご支援、奉讃会員へのご参加を衷心よりお願い申し上げます。

尚、募金等でのご支援を賜りますれば心強き限りです。よろしくご助力の程お願い申し上げます次第であります。

訴状 (要約)

平成二十二年二月二七日

東京地方裁判所 御中

原告 財団法人生長の家社会事業団

被告 株式会社日本教文社

著作権侵害賠償等請求事件

第1 請求の趣旨

1 (未払印税の支払い請求)

2 (謝罪広告の掲載請求)

第2 請求の原因

(当事者)

原告は、宗教法人「生長の家」の創始者である亡谷口雅春氏によって著作された同人の代表的著作物である「生命の實相」を始めとして、その主要著作の著作権を寄附行為として財団の基本資産を組成しているものである。

(本件書籍の出版)

別紙書籍目録記載の書籍(以下、「本件書籍」)は、原告と被告間の「著作権使用(出版)契約書」に基づき昭和五十七年五月一日に「生命の實相」発刊五十年記念

出版として初版千部が発行された。その後、売上げが好調だったため版を重ねた。本件書籍の初版本の奥付には、著作権者である原告の理事長印が検印として押捺されている。

(被告による著作権者不当表示及び違法行為発覚)

ところが、平成十二年五月一日を発行日とする本件書籍の一八版においては、奥付けの著作権者の「検印省略」と記載され、真実と異なる表示に、原告の預かり知らないところで変更されていることに、平成20年10月になって原告は気がついたものである。

(原告からの照会と被告からの不当な回答)

平成二十年十月二十七日に、原告から被告に対して上記の事実に関し、本件書籍の著作権者として理由や経緯等を具体的に問い質した。

被告は、同年十一月四日付「通知書」で、「当時の担当者の多くが既に退職したり、亡くなったたりしているほか、資料の所在を確認するだけでもかなりの時間を要することが見込まれます。」と回答の延期を通知してきた。

ところがその後、平成二十一年一月十三日付「回答書」において被告は、「生命の實相」に関する貴事業団の著作権は、昭和六十三年三月二十二日付確認書

において定められている通り、「生命の實相」の頭注版と愛蔵版に限定されており「初版革表紙 生命の實相 復刻版」の著作権は貴事業団に帰属しておりません。」という、何らの理由にも根拠にもならない不当な返答を原告にした。

このことよって、原告は本件書籍の出版契約について解除をする旨を、被告に対して通知した。

被告は、原告が求めていた照会、すなわち昭和五十七年五月に本件書籍を出版して以来どういう理由で、いつから「検印省略」と著作権者表示の記載を変えたのか、その際に原告へ何らかの通知や説明を行ったかの有無・内容・理由等について、原告に対して何らの回答もしていない。以上の事実経過からして、原告が故意によって上記に記載した著作権者の不当表示を行っていることは間違いない。

(本件請求)

よって原告は、本件書籍の著作権者として、著作権及び出版契約に基づき、被告に対して本件書籍の未払印税を原告に対して支払うことを求めるとともに、違法・不当な著作権者表示により毀損された原告の名誉等侵害に対して民法七〇九条及び同七二三条に基づき、被告に対して謝罪広告の掲載を求め、これらの請

求に必要な弁護士費用の支払とともに請求の趣旨どりの支払等による救済を求めるために本件請求を提起した次第である。

(別紙) 書籍目録

「初版革表紙 生命の實相 復刻版」(谷口雅春著、初版発行昭和五十七年五月一日)、定価一万円、書籍本体大きさ縦約一五cm、横約一一cm、厚さ約四cm

(別紙) 謝罪広告目録

謝罪広告

当社が出版致しました、「初版革表紙 生命の實相 復刻版」(谷口雅春著)一八版及び同一九版におきまして、真実と反した著作権者の表示をしたことを認め、著作権者である財団法人生長の家社会事業団に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

平成 年 月 日

株式会社日本教文社

財団法人生長の家社会事業団殿

解説

大東亜戦争終結後、復刊第一号の『生長の家』誌(昭和二十年十一月号)において、谷口雅春先生は、十項目にわたる生長の家社会事業団設立の大構想を発表されました。それは、「日本復興への一大構想であるとともに、人類光明化運動の新たな方向を示されたところの戦後「生長の家」の発進宣言とも呼ばれるべき内容であった。」(『大和の国日本』二四八頁)といわれます。

そして、昭和二十一年一月八日、財団法人生長の家社会事業団の設立が主務官庁から許可されると同時に、谷口雅春先生は、『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』その他の主要ご著作の著作権を、同財団の永続的基本資産として寄附行為されたのであります。

同財団法人では、過去六十年余にわたり、児童養護施設「生長の家神の国寮」を運営して多くの児童を救護し育成するとともに、世界各国における聖典の翻訳

出版や公益活動の助成を行ってきましたが、これらの社会事業の基盤となってきたのが、『生命の實相』等の著作権でした。

なお、谷口雅春先生が『生命の實相』の著作権を同財団の基本資産として寄附されたことについては、主務官庁許可の寄附行為(財団法人の根本規範)に明記されているほか、谷口雅春先生による「証明書」、並びに著作権法に基づく公文書である「著作権登録原簿」への登録があり、また、昭和四十九年一月三十一日付で、財団法人生長の家社会事業団と株式会社日本教文社との間で締結された「著作権使用(出版)契約書」においても、『生命の實相』全巻(各種各版)が明記されています。

昭和五十七年五月、『生命の實相』発刊五十周年を記念して、「初版革表紙 生命の實相 復刻版」が発刊されました。この奥付には、著作権者として、財団法人生長の家社会事業団理事長の「検印」があり、印税(著作権使用料)も同財団に支払われていました。

ところが、谷口雅春先生のご昇天後、いつの時点かは不明ですが、著作権者である財団法人生長の家社会事業団への何らの通知や説明が行われた形跡もなく、

重版の途中で、この奥付の同財団理事長の検印が省略され、真実と異なる著作権者表示に改竄かいざんされ、同財団には重版通知も行われず、印税も支払われなくなりました。

そもそも、著作権者に無断で出版する行為は、著作権法に定める著作権侵害にあたり、刑事上は、その行為を命じた者や実行行為者は、十年以下の懲役等が課される重罪(第一百九条第一項)です。同法では、著作権を侵害している出版物と知って、頒布し若しくはその目的で所持しているだけで著作権侵害とみなされません(第一百十三条第一項第二号)。

また、法人の代表者又は従業者がこれらの侵害行為を行った場合、法人も両罰規定により処罰(三億円以下の罰金)されます(第二百二十四条)。もちろん、民事上の賠償責任及び名誉回復等の措置を行う法的責任も生じます。

日本教文社は、確認書なるもので同財団には著作権が帰属しなくなったと強弁していますが、これは言語道断の曲解です。『生命の真相』の著作権は、同財団法人の基本資産ですから、これを処分・放棄することは、法令及び寄附行為により、理事会の正式決議と主

務官庁の許可が必要です。このような決議も官庁の許可も全くありません。

神示には、『生命の真相』こそ、大神の神殿であることが厳粛に示されています。しかしながら、谷口雅春先生から永続的に財団の基本資産と定められた『生命の真相』の著作権を無視し、侵害する行為は、尊師の尊い御心を踏みにじるものであります。

このたびの訴訟は、谷口雅春先生の「吾等は時局に鑑かんみ、生長の家社会事業団を設立し日本未曾有の難局を乗切り」とのご宣言の願いに回帰し、生長の家大神のご神殿たる『生命の真相』を守護するたたかいであります。

今こそ、同志諸賢の絶大なご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

「財団法人生長の家社会事業団」への寄付金振込先

郵便振替番号 0014011657657

(通信欄に「寄付金」とご記載ください)

銀行口座番号 三井住友銀行 国立支店

普通預金口座 0921544